

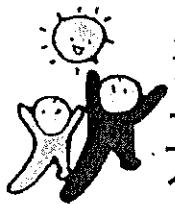
## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和3年4月6日 他				
表題と発行部数	井岡まさのり県議会だより 16,000部				
対象者	磯城郡内新聞購読者				
配布方法	新聞折り込み 15,000枚 手配り 1,000枚				
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見や要望等を拝聴するきかいとする。				
按分率の説明	按分率 83.3%充当 その理由 県議会だよりの紙面の面積のうち、議員氏名、議員写真キャッチフレーズ分を除く				
内容	令和3年2月定例会一般質問の内容 新型コロナウィルス感染症関連情報 奈良県令和3年度予算概要等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株)プリントパック	58,770円	16,000部	4
	新聞折込	(株)アスモ	49,500円	15,000枚×3.3円	22
	※ 83.3 %充当 合計 108,270円 × 83.3% = 90,188円				
備考	添付資料：井岡まさのり県議会だより 令和3年春号				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員

# 井岡まさのり県議会だより



政策力  
行動力  
実行力!



## 井岡まさのり

が、あります。長野市議会議員として活動してまいりました。

地方消費税の清算基準の抜本的な見直しはもちろんだが、地方譲与税の約9割を占める平成31年度税制改正で創設された特別法人事業譲与税の各都道府県への譲与基準は、それまで人口と従業者数を基に定められていたが、人口のみが譲与基準となり、法人数が多い大都市に税収が集中する問題を是正した見直しになった。

人口1人あたりの法人2税の税収額が全国で最も低い本県にとっても改正前と比べ、これまで取り組んでこられた税の偏在は是正の取り組みとその成果、今後の取組について知事に尋ねる？

地方消費税の清算基準は、税制改正で47億円が増えた。また特別法人事業譲与税も約30億円増えた。今後とも奈良県にとって有利になるよう要望していくたい。

この税制改正は、荒井知事の提案で実現された。(この税制改正は、荒井知事の提案で実現された。) 奈良県のスポーツ団体やスポーツ界において、女性同士のつながりが弱い、また、女性スポーツの活性化を取り組むことは出来ないか。たとえば、京都府や兵庫県には女性スポーツの会というものがある。

そのような組織化を通じて女性スポーツの活性化に取り組むことは出来ないか。また、令和13年に奈良県での国体開催が決まったが、女性アスリートの養成や指導者の育成など、本県における女性スポーツの活性化が必要と考えるが、どのように取り組んで行かれるのか？

競技団体の女性リーダーやアスリート等と意見交換をし、組織化をしていくたい。

(今年の1月上旬に、ある女性スポーツ団体の代表の方から、奈良県では、団体役員のほとんど男性であり、女性団体間の繋がりが全くない。何か交流の機会を作れないかとの、相談を受けました。) 奈良県内には、B型肝炎、C型肝炎を含むすべての肝臓病患者とその家族の親睦と交流を図る団体として「奈良肝臓友の会」という団体がある。

この団体では、患者と家族の医療と生活の向上を目指し、肝臓病に関する情報を収集したり、勉強会や相談会を開催するなどの活動をされている。奈良県の、特にB型肝炎対策の重症化を予防する取組と、今後の展開にどう考えているのか？

イルス医療費も助成していく。また、肝炎抗ウイルス医療費も助成していく。また、肝炎抗ウ

(昨年より、奈良肝臓友の会の役員の方々から要望

り組んでおられる。当エリヤは、平野部では近隣にはなかなか存在しない10ヘクタールを超える大規模な区画を確保出来たこと、また工業専用地域と、企業が安心して操業出来る用途地域としたこと等から、企業からのニーズが高く、既に97%の立地が決定したと伺っている。

今後、企業立地を進めるためにはまとまつた面積の産業用地の確保が重要であり、市町村と連携協働した産業用地創出の取組を推進する必要がある。今後どのように取り組んでいくのか？

昨年1月に、川西町の唐院工業団地を市街化編入し現在は造成中である。また、田原本町では市街化調整区域内で地区計画により産業用地を創出している。今後も市町村と連携しながら産業用地の確保に積極的に取り組んでいきたい。

(県内市町村の中でも、竹村川西町長が就任以来7年と言う短期間で、この事業を成功に導かれたことに、知事当局はかなり評価されています。)

トビイロウンカの被害を防ぐために、どのような対策を講じようとしているか？

田植え後3ヶ月程度の効果のある薬剤を苗代の育苗箱への処理をする。また、夏噴に薬剤を追加散布することが有効であることを広報に努める。(平年であれば奈良県への初飛来は7月中旬以降であり、飛来量も少ないため、坪枯れが発生することはまれであった。しかし、昨年は早い時期から多飛来が見られたのが原因だそうです。)

この区間1kmの未整備区間に、今後の見通しを伺いたい？

この区間1kmの未整備区間に、今後とも国土交通省に働きかけていく。

(以前より国土交通省に早期着工完成の要望していましたが、昨年の秋より工事が着工され、現在も工事が進められています。奈良国道事務所長に、いつも工事が着工され、現在も工事が進められています。)

この工事、約5億2,500万円の国庫補助による交付税補助の約3億(33.3%)十防災・復興・国土強靭化緊急対策事業費による交付税補助分(33.3%)=約5億6,000万円。奈良県:(16.7%)=約8,780万円。田原本町:(16.7%)=約8,780万円。となっています。

この事業で(約5億2,500万円)田原本町の負担は約8,780万円です。今まで、国が地方に対して行う内水対策の援助事業は無かったのです。今回、奈良県内で一歩前に進んでいたのは大変嬉しい事であります。

大和中央プロジェクトとは、良県と田原本町、三宅町及び西町と、新たなスポーツ施設や県立大学工学系学部の整備等、産業用地の確保、特定施設、産業用地の確保、特定施設、産業用地の確保、特定施設等、新規ゾーンの指定など、これらの施設を核としたまちづくりを行う事です。

昨年には発表された、知事のいのプロジェクトで、本年予算化されました。知事が議会の本会議や委員会にて、地域フォーラムでも、の大和中央プロジェクトの事業内容を説明されました。これらに対して、磯坂郡の県議会議員や市町村長の方ら、「やきもき」ととれるようなことを数多く言われます。しかし、このプロジェクトの事業内容を説明する際には、知事が磯坂郡の3町長とが、がっちり手を組んで、良い関係であると感じています。

私も、微力ながら縁の下で張ります。井岡正



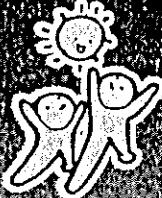
## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和3年11月1日			
表題と発行部数	井岡まさのり県議会だより 13,000部			
対象者	磯城郡内新聞購読者			
配布方法	新聞折り込み 12,000枚 手配り 1,000枚			
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見や要望等を拝聴するきかいとする。			
按分率の説明	按分率 66.6%充当 その理由 県議会だよりの紙面の面積のうち、議員氏名、議員写真キヤッチフレーズ、政党名の記載部分を除く			
内容	大和平野中央プロジェクトおよびスーパーシティ構想について 令和3年10月定例会予算委員会での質問の内容 新型コロナウィルス感染症関連情報			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	(株)南洲堂	88,000円	13,000部 117
	新聞折込	(株)南洲堂	40,920円	12,000枚×3.41円 //
	※ 66.6 %充当 合計 128,920円×66.6 % = 85,860円			
備考	添付資料：井岡まさのり県議会だより 令和3年秋号			

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員(磯城郡選出)

# 井岡まさのり県議会だより

令和3年秋号  
磯城郡版

い　お　か

## 井岡まさのり

自由民主党  
会派代表

5期 63歳

政策力！  
行動力！  
実行力！  
!!



最終学歴 同志社大学大学院 卒業（修士号取得）  
現職 奈良県議会・自由民主党会派代表  
自由民主党・田原本町支部 支部長 奈良県テニス協会顧問  
経歴 奈良県議会・副議長（101代・102代） 厚生委員会委員長  
政策検討会議座長 予算審査特別委員長  
奈良大学附属高等学校育友会会長 田原本中学校PTA副会長  
櫛原青年会議所副理事長  
事務所 磯城郡田原本町阪手 630番地／電話 0744-33-0506 FAX: 0744-32-7868  
HP <http://www.iosa.jp> / E-mail [masanori@iosa.jp](mailto:masanori@iosa.jp)



▲ホームページは  
こちら

## 大和平野中央プロジェクトが磯城郡3町に始動

### 1. 事業目的

奈良県では、若者の県外流出が課題であり、多様な雇用の場を創出することが重要課題の一つとなっている。また、県内各地の土地利用については、農地とまちづくりの調和と共生が喫緊の課題となっている。

これら課題解決に向けて、県土の約3割に人口の90%以上が集中する大和平野において新しいまちづくりの検討を進めており、中でも、広範な農地が広がり、交通アクセスが良好で、雇用創出や地域経済の発展に高い潜在能力を有する地域において、一団の土地を確保し、テーマを定めて新たなまちづくりを推進する。

### 2. 取組概要

- 令和3年5月に磯城郡3町とのそれぞれの「まちづくりのテーマ」と「対象地区」を決定する「協定書」締結
- 磯城郡3町のまちづくりのテーマに沿って、県と各町が協力して、まちづくりの計画を具体化
- 土地取得完了を目指して、9月定例県議会に用地測量にかかる予算案が議決された。その後、順次土地を取得するなど、計画的に事業化を進める

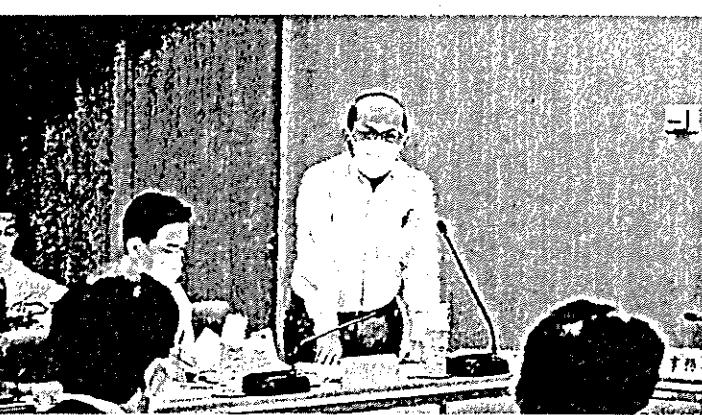
田原本町 阪手北・ 西井上地区	テーマ	スポーツ施設を核としたウェルネスタウン（健康増進）
目標	多様な人びとが運動・スポーツを楽しむ、活気溢れる健康増進のまちづくり	
構成（例）	球技専用スタジアム（サッカー・ラグビー・アメリカンフットボール等に活用可能） 多目的グラウンド 多機能複合型クラブハウス	
三宅町 石見地区	テーマ	県立大学を核としたスタートアップヴィレッジ（産業の活性化）
目標	県立大学工学部（仮）を核として、社会に貢献するスタートアップを地域でつくり、育てるまちづくり	
構成（例）	県立大学工学部（仮）（講義棟、研究棟、管理棟、講堂等） 試験研究施設（研究室、実験室、ホール等） スタートアップ支援施設（インキュベーションルーム、スタートアップカフェ等）	
川西町 下永地区	テーマ	まほろば健康パークと連携したウェルネスタウン（健康増進）
目標	まほろば健康パークと連携し、家族で運動や健康づくりを楽しむ、憩いと健康増進のまちづくり	
構成（例）	テニスコート約20面（オールウェザーコート・車椅子テニスも可） 多目的グラウンド 多機能複合型クラブハウス	

### 3. 取組地域



### 選定された理由

- 鉄道駅、京奈和自動車道の順次供用等により、交通アクセスが向上
- 県外等からの企業立地ポテンシャルが高い地域
- 農業振興に向けた周辺農地の利活用を合わせ検討



現在その用地の状況は、事前に各町が地元調整に入つておられ、これからその用地取得に向か、必要な用地測量等について予算計上していくまです。今後予算が議決されたら、用地交渉等に入りたい。

3町において、ほぼ土地の確保ができた、あるいは見込みができたということで、3町と5月に協定を結んだ。

大和平野中央プロジェクトについての中のスポーツ施設や県立大学の工学部の用地の確保について、現在この進捗状況はどうなっているのでしょうか？

令和3年10月予算審査特別委員会

# 近畿と奈良県が推進するスマートシティ構想を総研部に取り組む

スーパーシティとは、「AIやビッグデータを活用し、社会のあり方を根本から変える未来都市」のことです。

スーパーシティ構想では、最先端の日本のテクノロジーを用いて、その地域の住民の暮らしをより便利に快適にすることを目指しています。地域の住民、事業者、団体が一体となって未来都市を作っていくというのがこの構想のポイントになります。

現在ITを中心とするテクノロジーが急速に発展して、AIやビッグデータの活用がビジネスの分野で進んでいます。これらの技術を人々の暮らしにも有効に活用して、行政(役所の手続き等)を含め、社会全体をより便利にしていくことが目的になります。現在は、行政での手続きは煩雑で時間がかかり、移動の手間、人との接触が必要等、様々な問題があります。テクノロジーの進化によりこれらを解決できる土壤が育ってきたので、日本政府としてはこれらのテクノロジーを有効に活用して、世界に先駆けて未来都市を作っていくことをしています。

- 以下のような領域(少なくとも5領域以上など)を広くカバーし、生活全般にまたがる
  - ①移動、②物流、③安心、④行政、⑤医療・介護、⑥教育、⑦エネルギー・水、⑧環境・ゴミ、⑨防犯・安全
- 2030年頃に実現される未来社会での生活を加速実現する
- 住民が参画し、住民目線でより良い未来社会の実現がなされるよう、ネットワークを最大限に利用する



## スーパーシティ構想について

奈良県はスーパーシティ構想について二次応募を予定しているが、これを採択される自信はあるか？また、どのように取組むのか？

大和平野中央プロジェクトとして事業を進める中で、スーパーシティ構想と併せて検討しようということで今は秋の予定であったが、年度末ぐらいと聞いており、国の動向を踏まえて、採択に向けて努力したいと考えている。

大和平野中央プロジェクトについては、非常にアクセスの良い磯城郡の土地を活用して、県立大学工学系学部と令和13年に予定している奈良県での国体に向けてのスポーツ施設を整備できないかと昨年から磯城郡3町に働きかけて今日まで来ている。今年5月に3町とまちづくりのテーマとその候補地になる地区について協定を結んだ。これを機にスーパーシティ構想へと繋げていきたい。

一つは県立大学ということなので、スタートアップを中心にして進めていきた。もう一つは、スポーツ施設とウェルネスに着目して進めていきたい。その2つを核としてを検討して、スーパーシティ構想の採択に向けた取り組みを進めていきたい。

具体的な中身については、磯城郡3町とも協力しながらしっかりと検討を進めたい。

## 高市早苗が自民党政見会を開催



令和3年7月3日(土)  
新型コロナウイルス感染症対策万全の上、高市早苗代議士(自民党奈良県第二選挙区支部長)を迎えて、令和3年度自由民主党田原本町支部総会を開催させていただきました。

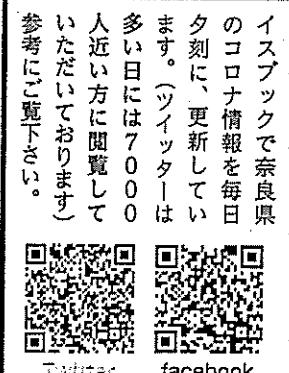
## 奈良県民・県内限定宿泊等割引「いまなら。キャンペーン2021」

△実施時期：県内の全市町村で希望者へのワクチン2回接種が完了した時期から開始  
△割引対象プラン：県の認証参画施設を利用した宿泊プラン、県内を周遊する日帰りプラン  
△利用方法：  
①はがきクーポン(応募・抽選方式)  
②インターネットサイト(jyaran.net、楽天トラベル)からの申込み  
③旅行会社窓口への申込み

対象プラン1人あたり料金 (例)	1人あたりの割引	
	①通常割引	②グループ全員接種済等割引
20,000円～	7,000円	10,000円
10,000円～20,000円	3,500円	5,000円
6,000円～10,000円	2,000円	3,000円
2,500円～6,000円	1,000円	1,500円

GoToトラベルとの併用可。利用回数に制限なし。  
詳しくは[こちら](#)→「いまなら。キャンペーン」

## 新型コロナウイルス感染情報毎日発信しています



自民入党して、自民党総裁選の投票権を得ましょう

※総裁選の前2年継続して党費を納めた党員の方は、総裁選の有権者になります。

入党資格

1. わが党の綱領、主義、政策等に賛同される方
2. 満18歳以上で日本国籍を有する方
3. 他の政党的党籍を持たない方

◆一般党員 4,000円 ◆家族党員 2,000円

※「入党申込書」を送付させて頂きますので、ご連絡下さい。

これまで振り返ると、奈良県の感染の基本パターンは、県外(大都市)で感染→県内での感染(家庭)が最も多く、クラスターも福祉施設25件、学校15件、飲食店15件、事業所12件、医療機関11件、子育て施設9件、行政機関6件、その他7件となっています。

したがって、県の検証では、飲食店等への時短要請の効果は、あまりなかったようです。

これからは「医療提供体制の確保」と「ワクチン接種の加速」「感染防止に配慮しながら日常生活を取り戻すこと」を重点3本柱として、コロナとの持続力のある戦いを行いつつ、社会・経済活動と日常生活の維持との、両立を図ることを目指しています。

昨年の5月よりツイッターとフェイスブックで奈良県のコロナ情報毎日夕刻に更新しています。(ツイッターは多い日には7,000人近い方に閲覧していただいているります)参考にご覧下さい。

## 第11号様式の6（第5条関係）

## 政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和3年5月17日			
表題	奈良県議会議員 井岡正徳 県政報告 ホームページ			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告や活動報告を行い、意見や要望を求める。			
按分率の説明	按分率 50% その理由（後援会や政党等、ブログ・ツイッターへのリンク）			
内容	各種政務活動の報告 メール等により県民への意見募集 県政課題の紹介等			
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	サーバー使用料	アンシャンテ	12,100	年額定額
				25
	※ 50 %充当 合計 $12,100 \times 50 \% = 6,050$ 円			
備考	ホームページアドレス : <a href="http://www.ioka.jp/">http://www.ioka.jp/</a> 添付資料 ホームページ保守費用の契約書			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



# ホームページ制作業務委託契約書



委託：井岡事務所

受託：有限会社アンシャンテ

## ホームページ制作業務委託契約書

井岡事務所（以下「甲」という。）と有限会社アンシャンテ（以下「乙」という。）とは、甲乙間において次の通り契約を締結する。

甲及び乙は、以下のとおり、契約が成立したので、これを証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月15日

甲

井 岡 正 德

乙

有限会社アンシャンテ  
代表取締役 安 村 優



### 第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

### 第2条 仕様の提示

1. 甲は文書及び口頭にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

### 第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

### 第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャナ（デジタライズ）。
3. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。  
ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

## 第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、両者協議の上で定めることとする。
2. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。
3. 乙が制作物を納品した後、30日間は試用期間とし、甲より提示された仕様を満たさない箇所については、乙の負担にて修正を行う。ただし、大幅な仕様の変更や機能の追加、デザインの修正が必要であると乙が判断した場合、乙は再見積を提出することができる。

## 第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

## 第7条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 料金の支払条件は、別紙「分割支払条件」に定める通りとし、振込手数料が必要な場合は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

## 第8条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰るものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

## 第9条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

## 第10条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかつた制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
4. 甲は、乙の文書による同意なしに制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

## 第11条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

## 第12条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

## 第13条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて警告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害したるおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

#### 第 14 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。
4. 第 14 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき。
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき。

#### 第 15 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

#### 第 16 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

#### 第 17 条 準拠法について

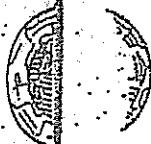
本契約に関する準拠法は、日本法とする。

#### 第 18 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第19条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び紛糾を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。



## 第11号様式の10（第5条関係）

## 政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和3年4月30日他			
年会費名	奈良政策研究会・会費（年会費）			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 66.6 % (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 本県の県政全般に及ぼす影響を主眼に活動している。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回（2月、5月、8月、11月）に講演会を開催。尚、11月は休み</p> <p>◆参加者の状況 地方議員他、経営者や団体の役員等が参加</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	月会費	5,220 円	講演会、懇談会（引落手数料 220 円を含む）	15 他
※すべて 66.6 % 充当 月 5,220 円 × 66.6% = 3,476 円				
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 奈良政策研究会規約

### (名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町  
10-26 近畿ビル内に置く。

### (目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な  
地域づくりを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

### (構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の  
市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同す  
る個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席  
を認める。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |         |    |           |    |
|---------|----|-----------|----|
| (1) 会長  | 1名 | (4) 政策委員長 | 5名 |
| (2) 副会長 | 2名 | (5) 会計    | 1名 |
| (3) 幹事長 | 1名 | (6) 会計監査  | 2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

### (任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

- 第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は役員の選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要な事項について決定する。
- 3 総会は会員の過半数の出席(委任可)で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

- 第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

- 第9条 本会の経費は会費(1口=月額5千円)及び賛助会費(月額個人1口=5千円、法人1口=1万円)、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

- 第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

- 第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則

本規約は平成16年1月25日から施行する。

## 第11号様式の11（第5条関係）

## 令和3年度事務所状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良県磯城郡田原本町阪手630番地の10 電話 0744-33-0506 延べ床面積 40.56m <sup>2</sup>
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他（関連会社の事務所等）
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件（賃貸借契約先 株式会社 西和物流） 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態による場合（使用面積による） <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積40.56m <sup>2</sup> (a) うち政務活動使用面積 20.28m <sup>2</sup> (b) (b)/(a) = 20.28/40.56 → <u>按分率 1/2</u>
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所使用面積で按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■来客専用 按分率 1/6 (按分率の考え方：共用分を除く1棟面積のうち、政務活動での使用面積按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/6 (按分率の考え方：共用分を除く1棟面積のうち、政務活動での使用面積按分)
⑨備考	※駐車場及び光熱費（電気代のみ）、固定電話については、共用分を除く1棟面積のうち、政務活動での使用面積按分をしている。 1棟面積（共用分を除く 117.173 m <sup>2</sup> ）のうち、20.28 m <sup>2</sup> （政務活動事務所分）

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

## 建物賃貸借契約書(事務所用)

貸主 株式会社西和物流（以下甲という）と借主 井岡正徳（以下乙という）とは重要事項説明書記載事項を確認の上、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

### 第1表 賃貸借物件の表示

物件名称 西和物流 阪手第2貸事務所  
所在地 奈良県磯城郡田原本町阪手630番地の10  
物件構造 木造モルタル壁 2階建 一棟のうち2階及び3階部分  
床面積 2階の20.25m<sup>2</sup>部分及び3階20.31m<sup>2</sup>すべて  
(1階59.19m<sup>2</sup>及び2階の別途使用分17.363m<sup>2</sup>、供用分32.387m<sup>2</sup>を除く)

### 第2表 賃貸借期間

契約期間 令和2年4月1日から令和7年3月1日迄

### 第3表 賃料その他の負担

家賃 月75,000円

#### (総則)

第1条 甲は、頭書に表示する甲の所有する本物件を、この契約書に記載されている条件で乙に賃貸する。

#### (使用目的)

第2条 乙は本物件を事務所用のみに使用し、その目的以外には使用しないものとする。

#### (契約の期間)

第3条 この契約の期間は頭書に表示記載する期間とし、契約期間の満了時において、甲乙または、そのいずれか一方より何らの申し出がない場合、同一条件で契約が更新されるものとする。

#### (賃貸借料)

第4条 本物件の家賃は、頭書の通りとし甲の指定する方法で支払うものとする。尚契約時の賃貸借料及び共益費等で一ヶ月未満の賃料は日割計算とする。

#### (賃借人の管理義務及び諸費用)

#### 第5条

(1) 乙は善良なる管理者の注意をもって本物件を保全し、使用しなければならない。

- (2) 乙は自己又はその使用人、顧客等の故意・過失等により、建物及び設備等を故障・破損・滅失させたときは、甲に対してその賠償をしなければならない。
- (4) 本物件の設備・備品等の一切を乙が管理し、費用の負担をすること。
- (5) 町内会費等の町内の出費に関する乙の該当費用の支払いは乙の負担とする。
- (6) その他本物件の使用上生じた費用で、当然乙の負担と認められるものは、乙が支払わなければならない。

(賃貸借料等の改訂)

第6条 甲は次のいずれかに該当する事項で、その必要があると認められるときは、賃貸借料・共益費及び駐車料等の額の改訂を行うことができる。

- (1) 物価及び近隣の建物賃借料等に変動が生じたとき。
- (2) 建物の維持管理費用、火災保険料、地代及び公租公課等に変動が生じたとき。
- (3) 建物に改良が施されたとき。

(公租公課)

第7条 建物に関する公租公課は、甲の負担とする。

(賃貸人の承諾を必要とする事項)

第8条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の定める書面による承諾を得なければならない。

- (1) 本物件を第2条の使用目的以外に使用しようとするとき。
- (2) 本物件の増改築、模様替え、造作物の設置等、施設及び敷地の現状を変更しようとする時。

(賃借人の届出事項)

第9条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって届け出なければならない。

- (1) 乙又はその使用人が、引き続き1ヶ月以上本物件に於いて事務所として使用しなくなるとき。
- (2) 乙の住所もしくは氏名に変更が生じたとき。
- (3) 乙が死亡又は解散したとき。
- (4) 本物件が破損したとき、又はそのおそれがあるとき。

(禁止事項)

第10条

- (1) 乙は甲の承諾なしで、本物件の全部又は一部を、転貸し、もしくは本物件の賃借権を譲渡してはならない。
- (2) 乙は衛生上、風紀上、社会生活上害となり、近隣の苦情をかもすなど他の賃借人に迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 乙は本物件内にて動物の飼育及び所要の設備のある箇所以外での炊事、宿泊をしてはならない。

(解約予告)

第11条

- (1) 乙は賃貸借期間内であっても甲に対し、1ヶ月の予告期間をもってこの契約の解約を申し入れることができる。この場合、この契約は予告期間の満了と同時に終了する。ただし乙は上記予告に代え1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時解約することができる。
- (2) 前項の規定による解約申し込み又は即時解約は、甲所定の解約届出書によるものとし、甲の書面による承諾なくして乙はこれを撤回したまではとりけすことができない。

(契約解除権)

第12条 甲は乙が次のいずれかに該当するときは、催告その他の法定の手続きによらず、本契約を解除できるものとする。

- (1) 本物件を風紀衛生上好ましくない状況で使用し近隣に迷惑を及ぼすとき。
- (2) 申込書等に虚偽の事項を記載し、不正な方法により本契約をなしたとき。
- (3) 暴力団事務所、又は犯罪行為等に使用されたとき。
- (4) 賃料等を1ヶ月以上滞納したとき。
- (5) 賃料等の支払いが度々遅延し甲乙間の信頼関係を著しく害されたと甲が認めたとき。
- (6) 財産の差押え、仮差押え、仮処分等を受け、もしくは競売、破産等の申し立てを受けたとき。
- (7) 銀行等金融機関の取引停止処分があったとき。
- (8) その他この契約の各条項のひとつにでも違反したとき。

(立入点検ならびに原状回復義務)

第13条

- (1) 甲が建物の管理上本物件に関し調査を求めるときは、乙はこれに協力しなければならない。
- (2) 乙は本物件から退去しようとするときは、退去する日までに賃貸借当時の原状に回復しなければならない。
- (3) 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の費用をもって代行するも乙は異議なきものとする。

(火災及び天災)

第14条

- (1) 本物件が火災、地震その他の天災により滅失したとき、本契約は終了する。
- (2) 乙は甲の責任にもとづかず、本物件が天災、火災、盗難等の被害に遭った場合、その損害を甲に請求してはならない。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項が発生したときは、関係の法規及び一般慣習等に従い道義的に解決するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うことを甲乙とも承諾する。

(特約事項)

- 1、この賃貸契約は5年限りとするが、貸主の了解があれば契約更新できる。
- 2、本物件一棟の内、実質占用面積 40.56 m<sup>2</sup>は井岡正徳の政務活動用として使用することとし、1階及び2階の一部は別途乙と契約を締結することとする。



●家賃等の支払いは【銀行振込】となっていますので下記の口座に振込みでお願いします。

(銀行名) 奈良中央信用金庫

(支店名) [REDACTED]

(口座種別) [REDACTED]

(口座番号) [REDACTED]

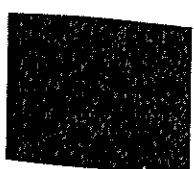
(口座名義人) (株)西和物流 (セイワリョウ)

※『振込手数料』は『賃借人』の負担となります。

この賃貸借契約の締結を証するため本契約書式通を作成し、当事者 記名押印のうえ、甲乙各壹通を保有する。

令和2年4月1日

甲 (賃貸人) 住所 奈良県磯城郡田原本町阪手630番地  
氏名 株式会社 西 和 物 流  
電話 代表取締役 萩 原 良 介



乙 (賃借人) 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

井 岡 正 德

## 自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 テナント会 代表者 露崎耀と 賃借人 井岡正徳との間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人は、その管理する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその管理する自動車の駐車の目的をもってこれを賃借する。

1. 自動車の保管場所（車庫）の所在

奈良県磯城郡田原本町大字阪手 629 番地の 1 他

第2条 賃借料は、壱ヶ月・金 21,250 円也を、賃借人は毎月月末までに翌月分を賃貸人の指定する方法にて支払うものとする。尚、消費税は含まない。

第3条 契約期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日迄とするが、双方異議がない場合は、本契約は一年ごとに自動的に更新されるものとし、以降についても同様とする。

第4条 賃借料の変更の場合は、賃貸人より期間満了の壱ヶ月前までに申し入れるものとする。

第5条 賃貸人は、賃借人が次の項に該当する場合、催告をしないで直ちに本契約を解除できるものとする。

1. 貸料の支払いを、壱ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸人の定めた、管理規則に違反したとき。
3. その他本契約に違反したとき。

第6条 賃借人は、賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならない。

第7条 賃借人またはその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及びその保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは賃借人はすみやかにその損害を賠償すること。

第8条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、発生した天災、火災、盜難等による損害については一切責任を負わないものとする。

第9条 賃貸人、賃借人は壱ヶ月以上前の予告をもって本契約を解約することができるが、賃借人については壱ヶ月分の賃借料に相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第10条 (特約事項)

1. 賃借料の支払いは借主からの振込とする。尚、振込料は借主の負担とする。
2. 本駐車場は、テナント会の管理規則に基づき供用するものとする。

以上のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名捺印のうえ各壱通を所持します。

平成 28 年 4 月 1 日

賃貸人 住 所 奈良県磯城郡田原本町大字阪手 623 番地  
氏 名 テナント会  
電 話 0744-33-4095

賃借人 住 所  
氏 名 井岡 正徳  
電 話

印

## 第11号様式の12（第5条関係）

## 令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

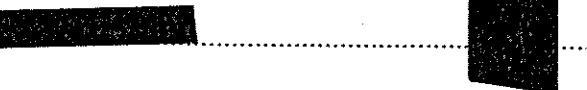
①雇用者	氏名 住所	電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料（賃金）	120,000円 ( <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間（時間）／政務活動（時間）+その他業務（時間） → 按分率 /	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数（日）／政務活動（日）+その他業務（日） → 按分率 /	
	<b>■職務内容による場合（政務活動+後援会活動）</b> → 按分率 1 / 2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>租税関係書類</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>労働保険関係書類</li> </ul>	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

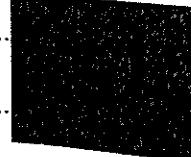
# 雇用契約書

契約期間	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手630番地10 井岡事務所	
従事すべき業務の内容	事務全般	
就業時間	始業・終業の時刻	自 13時00分 至 17時00分
	休憩時間	なし
休日	基本は日・祝祭日・火曜日・木曜日	
賃金	給与区分	月給
	基本給	月給 120,000円
	諸手当	なし(給与に含む)
	割増賃金率	法定時間外125% 所定時間外125%
		法定休日125% 法定外休日125%
	締切日／支払日	毎月末日締切／当月末日支払
	昇給	なし
	労使協定に基づく賃金支払時の控除	無
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する30日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。	
その他		

令和3年4月1日

労働者氏名 ..... 

所在地 ..... 

事業主 名 称 ..... 

氏 名 井岡 正徳 ..... 

## 令和3年分 給与台帳

井岡 正徳

職名	甲・乙	氏名	扶養家族
----	-----	----	------

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	1,440,000		
家族手当															0
役職手当															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	1,440,000	0	0
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	4,320		0
端数調整															0
社会保険料計	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	4,320		0
源泉所得税	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	0	0	4,320
住民税															21,000
財形貯蓄															0
															0
その他計	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	0	0	21,000
控除計	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	0	0	25,320
差引支給額	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	0	0	1,414,680

勤務日数	13	12	14	14	15	14	13	14	12	14	12	14	12	12	162
勤務時間	75	72	86	88	90	88	78	72	81	71	82	72	72	72	955

和4年分給与台帳

德正圖井

職名		氏名	
甲·乙		扶養家族	

## 第11号様式の12（第5条関係）

## 令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名 住所	電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料（賃金）	80,000円 ( <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）+その他業務（ 時間） → <input type="checkbox"/> 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）+その他業務（ 日） → <input type="checkbox"/> 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合（政務活動+後援会活動） → <input type="checkbox"/> 按分率 1 / 2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>租税関係書類</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>労働保険関係書類</li> </ul>	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

# 雇用契約書

契約期間	自 令和3年4月1日より 至 令和4年3月31日	
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手630番地10 井岡事務所	
従事すべき業務の内容	事務全般	
就業時間	始業・終業の時刻	自 9時30分 至 13時00分
	休憩時間	なし
休日	基本は土・日・祝祭日・月曜日・水曜日・金曜日(振替あり)	
賃金	給与区分	月給
	基本給	月給 80,000円
	諸手当	なし(給与に含む)
	割増賃金率	法定時間外125% 所定時間外125%
		法定休日125% 法定外休日125%
	締切日／支払日	毎月末日締切／当月末日支払
	昇給	なし
	労使協定に基づく賃金支払時の控除	無
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する30日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。	
その他		

令和3年4月1日

労働者氏名

所在地

事業主名称

氏名 井岡 正徳

## 令和3年分 給与台帳

## 井岡 正徳

項目	職名		氏名 扶養家族
	甲	乙	

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	800,000
家族手当															0
役職手当															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	800,000
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	1,800
端数調整															0
社会保険料計	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	1,800
源泉所得税															0
住民税															0
財形貯蓄															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除計	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	1,800
差引支給額	79,820	79,820	79,820	79,820	79,820	79,820	79,820	79,820	79,820	79,820	79,820	79,820	79,820	79,820	798,200
勤務日数	11	11	12	13	15	14	12	13	12	13	12	13	12	13	126
勤務時間	44	45	48	49	50	48	43	42	39	46	39	46	39	46	454

合與給分年4和令

正德圖并

職名		氏名	
甲·乙		扶養家族	

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入者又は書類に記載する事項をよく読んでから記入して下さい。  
QRコードの記入は上記の標準字体でお願いします。

08-E-0011557

08-E-009073

AA1A29R-011557#

年 月 日

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町 387  
奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局 uq265htg

労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別      
※修正項目番号

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
03	311	9416	

① 都道府県所掌 管轄 基幹番号 技番号  
2 9 1 0 3 0 0 6 3 2 4 - 0 0 0

② 増加年月日(元号:令和9)  
モ 一   一   一   一   年 一   月 一   日 一   月 一   年  
③ 事業廃止等年月日(元号:令和9)  
モ 一   一   一   一   年 一   月 一   日 一   月 一   年  
④ 事業廃止等理由  
※事業廃止等理由コード  
⑤ 常時使用労働者数  
千 万 千 百 十  项 千 万 千 百 十  项  
⑥ 履用保険被保険者数  
千 万 千 百 十  项 千 万 千 百 十  项

確定保険料算定期内訳	算定期間 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで		
	支保険料・一般提出金算定基礎額	支保険料・一般提出金額(8×9)	助成定保険料・一般提出金額(8×9)
労働保険料	24260 千円	3.00	2760 千円
労災保険分	3.00		
雇用保険分	★★★		
般拠出金	0.02		

概算・増加概算保険料算定期内訳	算定期間 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで		
	⑫ 保険料算定期の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	(イ) 20 千円	(イ) 1000分の 1	710 千円
労災保険分	(ロ) 22 千円	(ロ) 1000分の 3.00	66 千円
雇用保険分	(ホ) 26 千円	(ホ) 1000分の 3.00	78 千円
※事業主の郵便番号(変更のある場合記入)	※事業主の電話番号(変更のある場合記入)		⑯⑰⑪⑫⑭⑯⑰の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。
※換算有無区分	※算調対象区分	※データ指示コード	※入力区分
※修正項目			⑯⑰延納の申請 納付回数
項31	項32	項33	項34

⑯ 申告済概算保険料額	6,252	円	⑯ 申告済概算保険料額	3,771	円
(イ) 充當額	2508	円	(イ) 充當額	2,771	円
(ロ) 不足額		円	(ロ) 不足額		円

⑯ 申告済概算保険料額	2508	円	⑯ 申告済概算保険料額	2,771	円
(イ) 労働保険料充當額 (ロ) (イ)+(イ)+次期 以降の積立積算額		円	(イ) 今期労働保険料 (ロ) (イ)+(イ)	11268	円
(ホ) 労災保険料充當額 (ロ) (ホ)+(ホ)		円	(ホ) 一般労出金充當額 (ロ) (ホ)+(ホ)	58	円

⑯ 申告済概算保険料額	2508	円	⑯ 申告済概算保険料額	2,771	円
(イ) 労働保険料充當額 (ロ) (イ)+(イ)+次期 以降の積立積算額		円	(イ) 今期労働保険料 (ロ) (イ)+(イ)	11268	円
(ホ) 労災保険料充當額 (ロ) (ホ)+(ホ)		円	(ホ) 一般労出金充當額 (ロ) (ホ)+(ホ)	58	円

⑯ 申告済概算保険料額	2508	円	⑯ 申告済概算保険料額	2,771	円
(イ) 所在地			(イ) 住所 (ロ) 本店所在地 の新店舗	奈良県磯城郡田原本町	
(ロ) 名称			(ロ) 名称	井関早苗所	政治活動会社

## 領收証書

32391	支拂年月	支拂者名	支拂額	税務用印	整理番号
	サクライ	新潟県	00036459	110	01218645
区	支拂年月	人	支拂額	税	理番号
俸給・賃料等	令和3年1月~令和3年3月	3	1560000	10507	645
支拂額等を記入	~				
日雇労務者の賃金		食	11月15日		
退職手当等	~	に	支拂		
税理士等の報酬	~				
設備費等	~				
同上の支払確定年月日			1560000		
電話番号044-32-10507					
支拂年月	支拂者名	支拂額	年末調整による不足税額	本税	合計額
支拂年月	イオカ マリノリ		▲	172500	10507
摘要			年末調整による超過税額	延滞税	

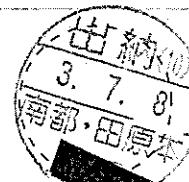
◎日本銀行(本店・支店・代理店・窓口代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領收印が押されているかお確かめください。

3-03407-01218645.1 (ZC-01474) 1

納期等の区分

支拂年月
支拂分源泉所得税 及び復興特別所得税
証券受損 金額
内訳

(領收印付印)



左記の合計額を領收しました

## 納付書・領收証書

労働保険

国庫金

※取扱店名

※取扱店番号

新潟労働組

00075491

徴収勘定

保険料收入及び一般拠出金收入

労働保険

特別会計 0847

厚生労働省

所 6118

※令和〇三年度

労働保険番号	都道府県	所管管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
291138124	新潟県	新潟市	24	-0000	0	全部一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和9) ※賃定年度(元号:令和9)

元号 年度 年度 年度 年度

納付の目的

1. 令和

□ 年度 施算 期  
新潟支店

2. 令和

□ 年度 施定

※収納区分

6 2

※認決区分

□

※内訳書

円

内訳	労働保険料	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
一般拠出金		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付額(合計額)		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

あて先

〒 630-6376

新潟市中央区西新町7番地

新潟労働組合

上記の合計額を領收しました。

領收印付

出納印

3.7.5

南部・田原本

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険特別会計歳入徵収官

(納付者渡し)

## 政務活動費備品台帳（令和3年度）

議員名：井岡正徳

番号	名 称	規格・機種	数量 (単位:円)	取 得			処 分 の 状 況			保管場所	(購入先)
				単 価	取 得 金 额 (単位:円)	年 月 日	価 格	処 分 の 内 容	年 月 日		
1	ノートパソコン NEC-PC-NV276BML		1	163,019	163,019	令和3年11月10日					(株)ヤマダ電気 楽天店
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
令和3年度計			1	163,019	163,019						

- 注 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。  
 2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。  
 3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)  
 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。  
 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。  
 6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。